

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 本市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職にある者(議会の議員を除く。)<u>を含む。</u>)による法令違反等の不正な行為、社会的非難を招くような不適切な行為等(以下「不正な行為等」という。)が発生した場合又はその発生が疑われる場合において、適法かつ適正な行政の執行を確保することを目的として、公正かつ中立な当該事案の事実関係の究明、把握及び認定並びに再発防止のための提言等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 本市職員による法令違反等の不正な行為、社会的非難を招くような不適切な行為等(以下「不正な行為等」という。)が発生した場合又はその発生が疑われる場合において、適法かつ適正な行政の執行を確保することを目的として、公正かつ中立な当該事案の事実関係の究明、把握及び認定並びに再発防止のための提言等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>

参考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項

特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)
 - 三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

(昭二七法一七五・昭三四法一九九・昭三八法九九・昭四一法一二〇・平四法二三・平七法五四・平一五法一一九・平一六法一四〇・平二三法三五・平二九法二九・一部改正)